

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3		府省庁名 <u> </u> 内閣府PFI推進室
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>（株）民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）等を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行う等により、我が国において特定事業（公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。）を推進することを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）により設立された株式会社である。</p> <p>機構の設立により全国各地において特定選定事業等が普及し、ビジネス機会が拡大するとの期待が民間側においても高く、特に、地方公共団体との関係が深い地方銀行が民間株主70社のうち50社を占めているなど、地域における機構の役割への期待が高い。</p> <p>現在、「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）に掲げる10年間（平成25年度から平成34年度まで）の事業規模目標21兆円の達成を目指し、同プランに掲げる推進施策の実行に取り組んでいるところである。この目標のうち、コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円については、機構の支援対象事業であることから、当該目標達成のため、最大限機構を活用する必要がある。</p> <p>このため、同プランにおいて、機構は、「地域経済好循環の実現に向けて、地域におけるPFI事業を推進するため、民間資金等活用事業推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能を積極的に活用し、地域におけるPFI事業の大幅な掘り起こしを進める」とされており、今後、特に地域における役割の拡大を図っていくことが必要である。</p> <p>さらに、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等が優先的検討規程を策定することとなっており、平成29年度から、その運用が本格化するなど、特定選定事業を含めたPFIの裾野拡大が見込まれている。</p> <p>以上のような機構の役割について、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため（中略）民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく」とされており、また、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）においても、「インフラ整備の手法として、民間資金等活用事業推進機構も活用しながら、公共施設等運営権方式等のPPP/PFIの積極的な活用を図る」とされており、今後、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。しかし、機構は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するためにリスクマネーの供給を行うため、十分な財務基盤を有していることが求められることから、必然的に多額の資本金等が必要となるが、資本割による多額の税負担が生じることで、業務遂行のための財産基盤が損なわれ、当該役割を適切に果たせなくなるおそれがあることから、これを回避する措置が必要である。</p>		
		ページ	3—1

<p>〔関係条文〕</p>	<p>・特例措置の内容 機構について、平成29年4月1日から平成40年3月31日（PFI法第56条第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限）までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置の新設を要望するもの。</p> <p>〔地方税法第72条の12第1項第1号〕</p>
<p>減収 見込額</p>	<p>[初年度] ▲90.0 (—) [平年度] ▲90.0 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 機構を活用し、コンセッション事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から平成34年度まで）の事業規模目標21兆円を達成するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現し、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2020年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。</p> <p>(2) 施策の必要性 機構がその業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがある。従って、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置（資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金（20億円）とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置）を講じることにより、機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策分野】 3. 経済財政政策</p> <p>【政策】 1. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】 (4) 民間資金等活用事業の推進 (PFI 基本方針含む)</p>
	政策の達成目標	<p>機構を活用し、コンセッション事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI 推進アクションプラン」に掲げる 10 年間 (平成 25 年度から平成 34 年度まで) の事業規模目標 21 兆円を達成するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現し、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の 2020 年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間 (平成 40 年 3 月 31 日)</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>
	政策目標の達成状況	<p>17 件の出融資等の支援決定を行い、6 件の支援を実施 (平成 28 年 6 月 7 日現在)</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>90 百万円の見込み。</p> <p>(算出根拠)</p> <p>① 特例措置適用前 資本金額 20,000,000,000 円 × 税率 0.5% = 100,000,000 円</p> <p>② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000 円 × 税率 0.5% = 10,000,000 円</p> <p>③ ① - ② = 90,000,000 円</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の特定選定事業等支援業務の遂行上必要不可欠である。本措置を講じることにより、上記「政策の達成目標」の達成に寄与する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>同一の目的であるほかの措置はない。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>—</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>—</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、(株)地域経済活性化支援機構でも同様の措置が講じられている。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—